

指定申請に係る提出書類チェック表（新規申請、指定更新）

事業所名	指定を受けようとするサービスの種類 ※
	<input type="checkbox"/> 通所介護相当サービス <input type="checkbox"/> 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

※該当サービスを■とすること

	提出書類	申請者確認欄	
		新規	更新
1	第1号様式 可児市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者指定申請書 第3号様式 可児市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者指定更新申請書		
2	付表13 通所介護相当サービス/通所型サービスAの指定に係る記載事項		
3	申請者の登記事項証明書又は条例等 （登記事項証明書は、発行後3か月以内の原本を添付すること）		省略可
4	参考様式1 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表		
5	従業員の資格を証する書類の写し※通所型サービスA除く （機能訓練指導員及び生活相談員のうち、資格の要件に従事した年数の定めがある従事者については、それを証する参考様式2または任意の様式を併せて添付） <ul style="list-style-type: none"> ・「看護職員」看護師または准看護師の資格を確認できる書類の写し（病院等との連携により確保する場合は、連携する病院等との契約書の写し） ・「機能訓練指導員」下記のいずれかの資格を確認できる書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者 ②はり師またはきゅう師であって、①の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者 ・「生活相談員」下記のいずれかの資格を確認できる書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉主事の任用資格 <ul style="list-style-type: none"> ・大学で社会福祉に関する科目を履修した者 ・厚生労働大臣の指定する養成機関等の課程を修了した者 ・社会福祉士 ②「①と同等の能力を有する者」として法人が適切と認めた資格（法人の証明） <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 ・1年以上介護等の業務に従事した者であって、介護福祉士または、介護職員初任者研修を修了した者と同等の資格を有する者 ・2年以上社会福祉施設で介護等の業務に従事した者 		
6	従業員の雇用が確認できる書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書、雇用通知書、辞令、健康保険被保険者証の写し 等 ・兼務の場合は、兼務先の勤務表も添付すること 		
7	<u>事業所が法人所有の場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの。写し可） ・建築確認通知書又は検査済証の写し <u>事業所が法人の所有でない場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の賃貸借契約書、使用承諾書等の写し 		-
8	参考様式3 平面図		省略可
9	参考様式5 設備・備品等一覧表		省略可
10	参考様式6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		省略可
11	運営規程		省略可
12	参考様式7 サービス提供単位一覧表		-
13	参考様式8 誓約書（別紙⑤：介護予防・日常生活支援総合事業事業者向け）		
14	損害賠償責任保険証書の写し（手続中の場合は、申込書及び領収書の写し）		-
15	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書		-
16	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表		-
17	指定申請に係る提出書類チェック表		

※省略可となっているもので既に提出しているものは、変更がない旨の申立書の提出により省略できます。
※法人情報、人員、設備等に変更がある場合は、あわせて「第 4 号様式 介護予防・日常生活支援総合事業事業者
変更届出書」を提出してください。